

# 山口大学構内遺跡調査要項

## 山口大学埋蔵文化財資料館規則

(設置)

第1条 山口大学に山口大学埋蔵文化財資料館（以下「資料館」という。）を置く。

(資料館の業務)

第2条 資料館は、学内の共同利用施設として、次の各号に掲げる業務を行う。

- (1) 山口大学構内等から出土した埋蔵文化財の収蔵・展示及び調査研究
- (2) 山口大学構内における埋蔵文化財の発掘調査並びに報告書の刊行
- (3) その他の埋蔵文化財に関する必要な業務

(運営委員会)

第3条 資料館に関する事項を審議するため、山口大学埋蔵文化財資料館運営委員会（以下「委員会」という。）を置く。

2 委員会に関する規則は、別に定める。

(館長)

第4条 資料館に館長を置く。館長は委員会の議を経て学長が委嘱する。

- 2 館長の任期は2年とし、再任を妨げない。
- 3 館長は、資料館の業務を掌理する。

(調査員)

第5条 資料館に調査員若干名を置く。

- 2 調査員は、委員会の議を経て館長が委嘱する。
- 3 調査員は、資料館の業務を処理する。

(特別調査員)

第6条 埋蔵文化財に関する特別な分野の調査研究を行うため、資料館に特別調査員若干名を置くことができる。

- 2 特別調査員は、委員会の議を経て館長が委嘱する。

(雑則)

第7条 この規則に定めるもののほか、資料館に必要な事項は別に定める。

## 山口大学埋蔵文化財資料館運営委員会規則

(趣旨)

第1条 この規則は、山口大学埋蔵文化財資料館規則(昭和53年規則第39号。以下「資料館規則」という。)第3条第2項の規定に基づき、山口大学埋蔵文化財資料館運営委員会(以下「委員会」という。)に関し、必要な事項を定めるものとする。

(審議事項)

第2条 委員会は、次の各号に掲げる事項を審議する。

- (1) 山口大学埋蔵文化財資料館(以下「資料館」という。)に関する基本的なこと。
- (2) 資料館の管理運営に関すること。
- (3) 資料館の整備充実に関すること。
- (4) 資料館の運営に要する経費に関すること。
- (5) その他必要な事項

(組織)

第3条 委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 資料館規則第4条第1項の館長
- (2) 各学部及び教養部の教官各1名
- (3) 事務局長

2 前項第2号の委員は、それぞれの部局の推薦に基づいて学長が委嘱する。

(任期)

第4条 前条第1項第2号の委員の任期は2年とし、再任を妨げない。

(委員長)

第5条 委員会に委員長を置き、委員の互選とする。

2 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。

(幹事)

第6条 委員会に幹事を置き、庶務部長、経理部長及び施設部長をもって充てる。

(委員以外の出席)

第7条 委員会が必要と認めたときは、委員以外の者を委員会に出席させることができる。

(事務)

第8条 委員会の事務は、庶務部庶務課において処理する。

(雑則)

第9条 この規則に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員会が定める。

Tab.10 山口大学埋蔵文化財資料館運営委員会委員

(平成7年度)

部局名	氏名	官職	任期	備考
人文学部	中村友博	教授	平5.6.7～平7.6.6	館長
人文学部	近藤番一	教授	平7.4.1～平7.5.28	
人文学部	尼川創二	教授	平7.5.29～平9.5.28	
教育学部	五島淑子	助教授	平6.4.1～平8.3.31	
経済学部	及川順	教授	平7.4.1～平9.3.31	
理学部	吉川学	教授	平7.4.1～平9.3.31	
医学部	福本哲夫	教授	平6.4.1～平8.3.31	
工学部	水田義明	教授	平7.4.1～平9.3.31	
農学部	白水完治	助手	平7.4.1～平9.3.31	
教養部	森茂暁	教授	平7.4.1～平9.3.31	委員長 館長(平7.6.7～)
事務局	木村豊	事務局長	平6.4.1～平7.11.9	
事務局	松尾義輝	庶務部長	平7.11.9～平7.12.1	事務局長事務取扱
事務局	山木俊助	事務局長	平7.12.1～平10.3.31	

Tab.11 山口大学埋蔵文化財資料館特別調査員

部局名	氏名	官職	専攻等	備考
人文学部	中村友博	教授	考古学	平成7年度 (平7.6.7～)